

浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、市外から本市への移住を促進するため、市内への定住を目的として住宅を取得または賃借する者に対し、予算の範囲内において浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 浜松市へ住民票を異動し生活の本拠を浜松市へ移すことをいう。
- (2) 移住した日 浜松市へ住民票を異動した日をいう。
- (3) 配偶者等 申請者と婚姻関係にある者のほか、申請者と「浜松市パートナーシップ」または「静岡県パートナーシップ」の宣誓をした者をいう。
- (4) 補助対象世帯員 申請日時点における申請者及び申請者の世帯の世帯員のことをいう。
- (5) 改修 住宅の性能・機能等を向上させる工事または現状維持若しくは以前の状態に回復するための補修工事をいう。
- (6) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 申請日現在において、市内に移住した日から2年以内であること。ただし、本市が設置した浜松山里いきいき応援隊実施及び定住促進事業費補助金交付要綱に基づく地域おこし協力隊型隊員にあつては委嘱期間を市内の居住期間に含めない。
- (2) 申請日現在において、申請者が配偶者等を有し、共に50歳未満であること。または、申請者が配偶者を有さない場合にあっては、申請者がひとり親家庭の世帯主であつて50歳未満であること。若しくは、かつてひとり親家庭であつた世帯で、補助対象世帯員全員が50歳未満であること。
- (3) 申請日現在において、申請者が移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、市外に居住し、移住する直前に連続して1年以上、市外に居住していること。
- (4) 日本人である又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- (5) 補助対象住宅が所在する地域の自治会に加入していること。
- (6) 市内の取得した住宅または市内の賃借した住宅に5年以上居住する意思を有すること。
- (7) 申請日現在において、確認可能な直近1年間の申請者とその配偶者等の所得の合計が1,000万円以下であること。
- (8) 補助対象世帯員全員が、移住する直前に在住していた市区町村において、最近1か年市区町村税を滞納していないこと。
- (9) 市税の未申告及び滞納がないこと。
- (10) 補助対象世帯員に規則第3条第3項各号のいずれかに該当すると認める者を含まないこと。
- (11) その他、市長が不適当と認めた者でないこと。

(補助対象住宅)

第4条 補助の対象となる住宅は、居室、寝室及び浴室、洗面所、台所、トイレの設備を有する建築物とする。

(補助対象経費と補助金の額)

- 第5条 補助の対象となる費用（以下、「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるものとし、申請日現在において、直近2年間に要した費用とする。
- 2 補助金の額は補助対象経費の合計額の2分の1以内（金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

(補助対象外経費)

第6条 次に掲げるものは、補助対象としない。

- (1) 土地の取得に要する経費。
- (2) 店舗等の用途を兼ねる住宅の場合は、店舗等の部分に要する経費。
- (3) 第5条第1項別表に規定する補助対象経費の内容に関して市の他の助成制度による補助等を受けた、又は受ける見込みのある経費。
- (4) 第5条第1項別表に規定する補助対象経費の内容に関して国、他の地方公共団体等の公的制度による補助等を受けた、又は受ける見込みのある経費（当該補助等を受けた補助金額、または補助率がある場合は補助金額を補助率で除した金額）。
- (5) 過去に補助金の交付を受けた申請者または補助対象世帯員が新たに取得または賃借する住宅にかかる経費。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付申請をしようとする者は、浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業

費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第5条別表共通の添付書類は、次に掲げるものとする。

- ア 補助対象世帯員全員の住民票の写し
- イ ひとり親家庭またはかつてひとり親家庭にあっては戸籍謄本の写し
- ウ 「浜松市パートナーシップ」または「静岡県パートナーシップ」の宣誓をした者にあっては宣誓書受領証等の写し
- エ 外国人にあっては在留カードの写し
- オ 領収書の写し等、補助対象経費の支出が分かる書類
- カ 申請者及び配偶者等の所得が分かる課税証明書等の写し
- キ 補助の対象となる住宅の案内図
- ク 移住元の住民票の除票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類
- ケ 最近1か年市区町村税を滞納していないことを証明する書類
- コ 自治会加入証明書（第2号様式）
- サ その他要件確認に必要と認める書類

(2) 第5条別表区分1における添付書類は、次に掲げるものとする。

- ア 全景が確認できる現況写真
- イ 各階の平面図
- ウ 配置図
- エ 契約書の写し
- オ 建築基準法に基づく検査済証（以下「検査済証」という。）の写しまたは工事が行われたことが確認できる書類。ただし、新築完成前の申請の場合は、建築基準法に基づく確認済証（以下「確認済証」という。）の写し及び工事が開始されたことが確認できる書類。
- カ 建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写しまたは建築物の所有者、所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるもの。ただし、新築完成前の申請の場合は、完了後速やかに提出すること。
- キ 補助対象世帯員以外に当該補助対象住宅または土地の所有者がいる場合は、当該所有者の承諾書（第3号様式）
- ク 併用住宅または併用住戸の場合は、居住の用に供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面積が確認できる図面

(3) 第5条別表区分2における添付書類は、次に掲げるものとする。

- ア 増築または改修する部分の内観及び外観の現況写真及び工事位置を示すもの
- イ 各階の平面図
- ウ 配置図
- エ 契約書の写し

- オ 建築基準法に基づく検査を行った場合は、検査済証の写し
 - カ 建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写しまたは建築物の所有者、所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるもの
 - キ 補助対象世帯員以外に当該補助対象住宅または土地の所有者がいる場合は、当該所有者の承諾書（第3号様式）
 - ク 併用住宅または併用住戸の場合は、居住の用に供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面積が確認できる図面
- (4) 第5条別表区分3における添付書類は、次に掲げるものとする。
- ア 契約書の写し
 - イ その他対象経費が確認できる書類
- (5) 第5条別表区分4における添付書類は、次に掲げるものとする。
- ア 引越前後の住所が確認できる見積書

（交付の条件）

第8条 次に掲げる事項を、交付の決定の条件とする。

- (1) 補助金の申請日から5年を経過する前に補助対象世帯員全員が補助対象住宅から転居となった場合、または、補助対象世帯員全員が市外へ転出となった場合、速やかに市長に報告し、浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金に関する自主返還申出書（第4号様式）を提出しなければならない。
- なお、市長は当該報告がない場合は、(8)に定めるとおり、補助金の交付の決定を取消することができる。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、浜松市から求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 市長は、交付した補助金について、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額の返還を請求することとする。
- ア (1)に定める浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金に関する自主返還申出書（第4号様式）が提出された場合
 - イ 虚偽の申請等をした場合
 - ウ 第5条第1項別表区分1または2の補助を受けた者であって、補助金の申請日から5年を経過する前に補助対象世帯員全員が補助対象住宅から転居した場合
 - エ 第5条第1項別表区分3または4の補助を受けた者であって、補助金の申請日から5年を経過する前に補助対象世帯員全員が市外へ転出した場合
 - オ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
 - カ 補助金の交付決定を取り消された場合
- (4) 規則に基づく市長の指示に従うこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を5年以内に補助

金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。

- (6) 補助金の交付を受けた日から5年間に於いて、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (7) 補助事業の完了により当該補助対象者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (8) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (9) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(交付の決定)

第9条 市長は、第7条の規定に基づく交付申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の決定をする場合は、規則第6条第1項の規定により申請者に対して、補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査において、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨を補助金交付却下通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第10条 前条第1項の規定により補助金交付決定通知を受けた申請者が、申請の内容等を変更するときは、補助金変更承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、変更内容を審査し、補助金の変更交付の決定をするときは、変更交付決定通知書（第8号様式）により申請者に通知し、または変更により補助金を交付することが適当でないと認めた時は、速やかに補助金を交付しない旨を補助金変更交付却下通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(財産の管理等)

第11条 補助対象者は、規則第19条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して市長が定める期間とする。

(申請の取下げ)

第13条 第9条第1項の規定により補助金交付決定の通知を受けた申請者が、補助内容の取下げをする場合は、交付申請取下げ届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第14条 申請者は、第9条第1項の規定により補助金交付決定の通知を受領した後、速やかに請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市は、前条に基づく補助金の請求から30日以内に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第16条 市長は、申請者が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部を取消することができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定等を受けたとき。
- (2) 第3条の要件を備えていないことが判明したとき。
- (3) 第8条の条件に反したとき。
- (4) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において申請者に対し、期限を定めて当該補助金の全部の返還を命じるものとし、補助金交付取消通知及び返還命令書（第11号様式）を送付するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第17条 申請者は、前条第1項の規定により、交付の決定の取消しを受けて、補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付し

なければならない。

- 2 申請者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和8年度までの補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	内容
1 新築・取得費用	申請者または配偶者等が自ら居住するための市内の住宅の新築または取得に要する費用	・新築住宅の工事費 ・建売・中古・分譲マンション等の購入費 ただし、家具家電等、独立した備品の購入費は除く
2 増築・改修費用	申請者または配偶者等が自ら居住するための住宅の増築または改修に要する経費	・居住部屋、浴室、洗面所、台所、トイレ、玄関の増設または改修工事費 ・間取り変更工事費 ・外壁、屋根の改修工事費 ・排水設備、電気設備、給湯設備等の改修・設置工事費 ・床、内装、天井等の改修工事費
3 住宅賃借費用	申請者または配偶者等が居住するために住宅を賃借するための費用	・仲介手数料 ・敷金（退去修繕費、クリーニング費用、鍵交換費用を含む） ・礼金 ・保証金（保証委託料、保険料を含む） ・共益費1か月分 ・賃料1か月分（駐車場使用料1か月分を含む）
4 引越移転費用	補助対象世帯員が移住するために引越移転する場合に要する費用	・引越移転に要した経費のうち、引越業者または運送業者に支払った費用
5 その他費用	地域コミュニティにおける共助に要する費用	・自治会費1年分（自治会入会金を含む） 下記に掲げるものは、中山間地域内への移住にのみ対象とする ・飲料水の供給を受ける際にかかる初期費用（公共水道を除く） ・地上デジタル放送等の共聴施設管理組合等にかかる初期費用

※1 申請日現在において、直近2年間に要した費用に限る。

※2 対象経費の算定にあたり、以下のものは控除した金額とすること。

ア 勤務先からの住宅手当、引越手当その他これに類する金員

※3 区分1と2は、併用して補助を受けることはできないものとする。

（あて先）浜松市長

浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金交付申請書

浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金の交付を受けたいので、補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請内容

申請者	フリガナ		年齢			
	氏名（署名又は記名押印）					
	現住所 〒		連絡先（申請者）			
			連絡先（配偶者等）			
配偶者等	フリガナ		年齢			
	氏名					
補助対象世帯員	フリガナ		年齢			
	氏名					
	フリガナ		年齢			
	氏名					
	フリガナ		年齢			
	氏名					
	フリガナ		年齢			
	氏名					
収支計画	収入（予定）額		支出（予定）額			
	補助申請額	☐ 新築・取得費用	円	補助対象経費	新築・取得費用	円
		☐ 増築・改修費用	円		増築・改修費用	円
		☐ 住宅賃借費用	円		住宅賃借費用	円
		☐ 引越移転費用	円		引越移転費用	円
		☐ その他費用	円		その他費用	円
		補助申請額小計	, 0 0 0 円		補助対象経費小計	円
	勤務先からの手当等		補助対象外経費	円		
	自己資金等					
	合計				円	

※補助金申請額は千円未満切り捨て

第1号様式（第7条関係）【2／2面】

2 同意・誓約事項

浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金の交付申請に当たり、次のとおり同意、誓約及び承諾します。（下記1の署名欄には署名又は記名押印、下記1～6の同意等欄には☐を記入）

同意・誓約・承諾事項		同意等欄						
1 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意 浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金交付要綱第3条第1項第9号の規定により、市において、申請者、配偶者等及び補助対象世帯員の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。 <table border="1"> <tr> <td>申請者</td> <td>配偶者等（申請者との続柄： ）</td> </tr> <tr> <td>補助対象世帯員（申請者との続柄： ）</td> <td>補助対象世帯員（申請者との続柄： ）</td> </tr> <tr> <td>補助対象世帯員（申請者との続柄： ）</td> <td>補助対象世帯員（申請者との続柄： ）</td> </tr> </table> ※申請書に記載した世帯員全員について、承諾する本人が署名または記名押印してください。 ただし、未成年の方は保護者が未成年者名を記入し、申請者欄の申請者名に押印したうえで、同じ印を未成年者名に押印してください。		申請者	配偶者等（申請者との続柄： ）	補助対象世帯員（申請者との続柄： ）	補助対象世帯員（申請者との続柄： ）	補助対象世帯員（申請者との続柄： ）	補助対象世帯員（申請者との続柄： ）	☐
申請者	配偶者等（申請者との続柄： ）							
補助対象世帯員（申請者との続柄： ）	補助対象世帯員（申請者との続柄： ）							
補助対象世帯員（申請者との続柄： ）	補助対象世帯員（申請者との続柄： ）							
2 住民基本台帳の閲覧等についての同意 下記2（2）の誓約事項が遵守されているか確認するために、浜松市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧すること及び住民基本台帳法第12条の2の規定に基づく請求により交付を受けた住民票の写しにより確認することに同意します。		☐						
3 暴力団排除に関する誓約 浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。 （1）次に掲げる者のいずれにも該当しません。 ・暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。） ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。） ・暴力団員等と密接な関係を有する者 ・（法人その他の団体の場合）上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体 （2）浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。		☐						
4 報告及び立入調査に関する誓約 補助金に関する報告及び立入調査について、浜松市から求められた場合には、それに応じます。		☐						
5 補助金の返還等に関する誓約 以下の場合には、浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の全額を返還し、加算金及び遅延損害金の請求があった場合はその請求額を支払います。 ア 第8条第1項第1号に定める浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金に関する自主返還申請書（第4号様式）が提出された場合 イ 虚偽の申請等をした場合 ウ 第5条第1項別表区分1または2の補助を受けた者であって、補助金の申請日から5年を経過する前に補助対象世帯員全員が補助対象住宅から転居した場合 エ 第5条第1項別表区分3または4の補助を受けた者であって、補助金の申請日から5年を経過する前に補助対象世帯員全員が市外へ転出した場合 オ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合 カ 補助金の交付決定を取り消された場合		☐						
6 他の補助金に関する誓約 他の補助金を申請している場合は、その補助対象経費が本補助金の補助対象経費と重複していません。		☐						

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

自治会加入証明書

住 所

氏 名

上記の者は自治会に加入していることを証明します。

名 称

自治会

会長名

印

連絡先

（あて先）浜松市長

浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金に関する承諾書

工事場所		浜松市 区
申請者	住所	
	氏名	
区分		☐ 新築・取得 ☐ 増築・改修工事

私が所有権を有する上記の（住宅・土地）について、補助金の交付申請から受領までの一切の行為を行うことについて承諾します。

所有者1	住所		承認印	
	氏名	(申請者との続柄：)		
所有者2	住所		承認印	
	氏名	(申請者との続柄：)		
所有者3	住所		承認印	
	氏名	(申請者との続柄：)		
所有者4	住所		承認印	
	氏名	(申請者との続柄：)		
所有者5	住所		承認印	
	氏名	(申請者との続柄：)		
所有者6	住所		承認印	
	氏名	(申請者との続柄：)		

※課税台帳上の所有者、相続人が複数いる場合は、全ての所有者、相続人の方の承諾が必要です。
※申請者または配偶者または補助対象世帯員が住宅・土地の所有者である場合は提出不要です。

年 月 日

（あて先）浜松市長

（申出者）

住 所

氏 名

（署名または記名押印）

浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金に
関する自主返還申出書

私は、浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けましたが、下記のとおり、交付を受けた補助金の自主的な返還を申し出ます。
なお、返還額については浜松市が指定する方法で支払うことに同意し、返還後は当該補助金の再交付を受けることができないことを承諾します。

記

申 請 者	フリガナ
	氏名（署名又は記名押印）
	住所（申請・交付時）〒
	↓
	住所（転居・転出先）〒
	電話番号
交 付 決 定 日	年 月 日
交 付 決 定 額	円
交 付 日	年 月 日
返 還 額	円
返 還 申 出 理 由	☐ 申請日から 5 年以内に浜松市での居住が困難となったため ☐ その他（ ）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金について、補助金交付要綱第 9 条の規定により下記のとおり条件を付して補助の交付を決定したので通知します。

記

1 No								
2 交付決定 金額	金	百万	拾万	万	千	百	拾	円
						0	0	0

3 条件

- (1) 補助金は、当該補助制度以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助の内容を変更する場合は、変更承認申請書によりあらかじめ市長の承認を受けること。ただし、事前に市と協議し、軽微な変更であると市長が認める場合を除く。
- (3) 補助申請を取り下げる場合は、市長へ届け出ること。
- (4) 補助金の申請日から 5 年を経過する前に補助対象世帯員全員が補助対象住宅から転居となった場合、または、補助対象世帯員全員が市外へ転出となった場合、速やかに市長に報告し、浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金に関する自主返還申出書(第 7 号様式)を提出しなければならない。
なお、市長は当該報告がない場合は、(10)に定めるとおり、補助金の交付の決定を取消することができる。
- (5) 市長は、交付した補助金について、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額の返還を請求することとする。
 - ア 第 8 条第 1 項第 1 号に定める浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金に関する自主返還申請書（第 4 号様式）が提出された場合
 - イ 虚偽の申請等をした場合
 - ウ 第 5 条第 1 項別表区分 1 または 2 の補助を受けた者であって、補助金の申請日から 5 年を経過する前に補助対象世帯員全員が補助対象住宅から転居した場合
 - エ 第 5 条第 1 項別表区分 3 または 4 の補助を受けた者であって、補助金の申請日から 5 年を経過する前に補助対象世帯員全員が市外へ転出した場合
 - オ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
 - カ 補助金の交付決定を取り消された場合
- (6) 浜松市補助金交付規則（昭和 55 年浜松市規則第 17 号。以下「規則」という。）に基づく市長の指示に従うこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を 5 年以内に補助

金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。

- (8) 補助金の交付を受けた日から5年間に於いて、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (9) 補助事業の完了により当該補助対象者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (10) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (11) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (12) 補助対象者は、規則第19条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。
- (13) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。
- (14) この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (15) 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して市長が定める期間とする。

第6号様式（第9条・第10条関係）

浜松市指令第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金（変更）交付却下通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金について、補助の交付をしないこととしましたので通知します。

却下理由

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 住 所

氏 名

（署名又は記名押印）

補助金変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業について変更したいので、関係書類を添えて申請します。

補 助 金 額 の 変 更	区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 額
	新 築 ・ 取 得 費 用	円	円	円
	増 築 ・ 改 修 費 用	円	円	円
	住 宅 賃 借 費 用	円	円	円
	引 越 移 転 費 用	円	円	円
	そ の 他 費 用	円	円	円
	合 計	円	円	円
変 更 内 容				
変 更 理 由				

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって補助金の交付を決定した、浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金交付決定額を下記のとおり変更したので通知します。

記

1 No.								
2 交付決定 金額	金	百万	拾万	万	千	百	拾	円
						0	0	0

3 条件

- (1) 補助金は、当該補助制度以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助の内容を変更する場合は、変更承認申請書によりあらかじめ市長の承認を受けること。ただし、事前に市と協議し、軽微な変更であると市長が認める場合を除く。
- (3) 補助申請を取り下げる場合は、市長へ届け出ること。
- (4) 補助金の申請日から5年を経過する前に補助対象世帯員全員が補助対象住宅から転居となった場合、または、補助対象世帯員全員が市外へ転出となった場合、速やかに市長に報告し、浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金に関する自主返還申出書（第7号様式）を提出しなければならない。
なお、市長は当該報告がない場合は、(10)に定めるとおり、補助金の交付の決定を取消することができる。
- (5) 市長は、交付した補助金について、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額の返還を請求することとする。
 - ア 第8条第1項第1号に定める浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金に関する自主返還申請書（第4号様式）が提出された場合
 - イ 虚偽の申請等をした場合
 - ウ 第5条第1項別表区分1または2の補助を受けた者であって、補助金の申請日から5年を経過する前に補助対象世帯員全員が補助対象住宅から転居した場合
 - エ 第5条第1項別表区分3または4の補助を受けた者であって、補助金の申請日から5年を経過する前に補助対象世帯員全員が市外へ転出した場合
 - オ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
 - カ 補助金の交付決定を取り消された場合
- (6) 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に基づく市長の指示に従うこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を5年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合

は、市長の承認を受けなければならないこと。

- (8) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (9) 補助事業の完了により当該補助対象者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (10) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (11) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (12) 補助対象者は、規則第19条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。
- (13) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。
- (14) この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (15) 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して市長が定める期間とする。

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 住 所

氏 名

（署名又は記名押印）

交付申請取下げ届

浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり申請を取下げたいので届け出ます。

理由

☐ 浜松市への5年間の継続した居住が困難となったため

☐ その他（ ）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所 浜松市

氏名

請求書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付の決定を受けた浜松市
ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

N o .								
請 求 額	金	百万	拾万	万	千	百	拾	円
						0	0	0
振 込 口 座	金 融 機 関 名							
	支 店 名 等							
	預 金 種 別		普通 ・ 当座					
	口 座 番 号							
	口 座 名 義 （カタカナ）							

浜松市長

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定した浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金について、交付決定の全部を取消し、次のとおり返還を命ずる。

交 付 決 定 額	金	百万	拾万	万	千	百	拾	円
						0	0	0
交 付 年 月 日								
取 消 額	金	百万	拾万	万	千	百	拾	円
						0	0	0
返 還 金 額	金	百万	拾万	万	千	百	拾	円
						0	0	0
返 還 期 限								
取消・返還を命ずる理由								